

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
三郷市前間字大月一七番一地从先から 同市小谷堀字大月通三四六番五地从先まで	三郷市前間字大月一三四番三地从先から 同市小谷堀字大月通三四三番一地从先まで	三郷市前間字大月一三四番三地从先から 同市小谷堀字大月通三四三番一地从先まで	区 間
一一・二五 四八・八七	八・〇〇 一一・二三	八・〇〇 一一・二三	敷地の幅員 (メートル)
四四八・一二	二二五・一九	二二五・一九	延長 (メートル)
		旧Aの一部は三郷市道 として引き継ぐ	備 考